

甲斐市 就学相談ガイド

— 2026年度版 —



【就学相談に関する問い合わせ】

甲斐市教育委員会
学校教育課 教育指導係
電話：055-278-1696

甲斐市教育委員会では、心身の発達の遅れなどにより、学校生活に不安を感じている保護者の方とお子さんにとって、楽しい学校生活を送るための方法を一緒に考えていきます。



< 目 次 >

- I 特別支援教育とは？ 1ページ
- II 特別支援学級・特別支援学校の種類は？ 2ページ
- III 入級・入学・転学などの手続き方法は？ 8ページ
- IV 通級指導教室（通級による指導）の種類は？ 10ページ
- V 特別支援教育利用の注意点は？ 13ページ

I 特別支援教育とは？

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童幼児生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
(文部科学省 HP より)

甲斐市の特別支援教育は？

甲斐市の「特別支援教育」には、主に次の3つのケースがあります。

①甲斐市立小中学校に設置されている「特別支援学級」

知的障害／肢体不自由／病弱・身体虚弱／弱視／難聴／自閉症・情緒障害

②山梨県立の特別支援学校

視覚障害者／聴覚障害者／知的障害者／肢体不自由者／病弱者(身体虚弱者を含む)

③通常の学級に在籍しながら、障害の状況に応じた特別な支援を行う「通級指導教室(通級による指導)」

言語障害通級指導教室／発達障害・情緒障害通級指導教室(小学校)／言語・発達・情緒障害通級指導教室(中学校)

お子さんの障害や特性によってこのように特別支援教育の選択ができます

小学校就学に向けて「特別な支援が必要かな？」

『知的な遅れがある』

【特別支援学校】

・知的障害者を対象とした特別支援学校

【特別支援学級】

・知的障害特別支援学級

『知的な遅れはない』

【特別支援学校】

・視覚障害者を対象とした特別支援学校
・聴覚障害者を対象とした特別支援学校
・肢体不自由者を対象とした特別支援学校
・病弱者を対象とした特別支援学校

【特別支援学級】

・肢体不自由特別支援学級
・病弱・身体虚弱特別支援学級
・弱視特別支援学級
・難聴特別支援学級
・自閉症・情緒障害特別支援学級

【通級指導教室】

・言語障害通級指導教室
・発達障害・情緒障害通級指導教室
・言語・発達・情緒障害通級指導教室
・難聴児への通級による指導

・特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室(通級による指導)に通うための相談先は、甲斐市教育委員会 学校教育課 教育指導係(電話：055-278-1696)になります。就学相談や学校見学等をしながらお子さんに合った支援を一緒に考えていきましょう。

Ⅱ 特別支援学級・特別支援学校の種類は？

特別支援学級の種別と設置されている学校

●特別支援学級とは？

比較的軽度の障害がある児童生徒に対し、本人に合ったきめ細やかな教育を行うために、小・中学校の中に特別に設置される少人数の学級です。

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害と各障害種別ごとに学級を設置し、一学級（クラス）7人が定数という少人数学級のため、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かい配慮がされ、必要に応じて児童生徒の実態にあわせた学習内容に変更するなどの配慮や、困っていること（身体的な面やコミュニケーション面など）の支援等が行われます。

また、教室内は安全面の配慮や、学習に集中しやすいように環境面においても工夫がされています。

なお、対象児童生徒は、週の授業時数の半分以上を特別支援学級で受けることが必要とされています。

①知的障害特別支援学級

- ・知的発達の遅れがある。
- ・他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要。
- ・社会生活への適応が困難。

②肢体不自由特別支援学級

- ・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難。

③病弱・身体虚弱特別支援学級

- ・慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要。
- ・身体虚弱の状況が持続的に生活の管理が必要。

④弱視特別支援学級

- ・拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難。

⑤難聴特別支援学級

- ・補聴器の使用によっても通常の話声を解することが困難。

⑥自閉症・情緒障害特別支援学級

- ・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難。
- ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難。

●設置されている学校は？

甲斐市の小・中学校にも次のとおり設置され、約 300 人の児童生徒が在籍し、個別の支援を受けています。

種別 学校名	知的	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	自閉症 ・情緒
甲斐市立竜王小学校	○		○			○
甲斐市立玉幡小学校	○					○
甲斐市立竜王南小学校	○		○			○
甲斐市立竜王北小学校	○	○				○
甲斐市立竜王西小学校	○					○
甲斐市立竜王東小学校	○					○
甲斐市立敷島小学校	○	○				○
甲斐市立敷島北小学校	○	○				○
甲斐市立敷島南小学校	○		○			○
甲斐市立双葉東小学校	○	○			○	○
甲斐市立双葉西小学校	○					○
甲斐市立竜王中学校	○					○
甲斐市立玉幡中学校	○		○			○
甲斐市立竜王北中学校	○					○
甲斐市立敷島中学校	○		○			○
甲斐市立双葉中学校	○	○	○			○

【2026 年度設置校】

※現在、特別支援学級を設置していない学校についても、お子さんの状況により新規に設置いたします。詳しくは、8ページを確認してください。

●特別支援学級の一日の流れ

■登 校

交流（通常）学級へ登校して、みんなと一緒に朝の会などの活動を行います。



■授業開始

みんなと一緒のできる授業は交流（通常）学級で行い、支援・指導が必要な教科（国語、算数（数学）、英語など）や自立活動（特性による生活上の困難の改善・克服）などを、特別支援学級で行います。

特別支援学級に入級していても、運動会や学園祭、遠足・林間学校・修学旅行などの行事や校外活動も交流（通常）学級のみんなと一緒にいきます。

また、お子さんの状態・状況に応じ、支援体制が変わることもあります。



■給食・掃除

交流（通常）学級でみんなと一緒に給食を食べたり、掃除を行ったりします。



■下 校

交流（通常）学級で、みんなと一緒に帰りの会などの活動を行い、下校になります。

特別支援学校の種類

●特別支援学校とは？

平成19年の法改正により、養護学校・盲学校・ろう学校が「特別支援学校」と名称が変わりました。

学校教育法施行令第22条の3の規定による知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）視覚障害者、聴覚障害者、を対象として必要な教育を行うことに加えて、新たに、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、その学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育に関し必要な助言または援助（センター的機能）を行います。

特別支援学校では、それぞれのお子さんの状態に合わせ、少人数編制の指導を行っています。

学校教育法施行令第22条の3の規定する障害の程度

①知的障害者

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
- ・知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

②肢体不自由者

- ・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。
- ・肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。

③病弱者（身体虚弱者を含む）

- ・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が持続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの。
- ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの。

④視覚障害者

- ・両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

⑤聴覚障害者

- ・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。

●特別支援学校の紹介

※甲斐市在住の児童生徒が通学できる学校のみ掲載

①山梨県立わかば支援学校

対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者
住 所 南アルプス市有野 3346-3
電 話 055-285-1750
F A X 055-285-5827
U R L <http://www.wakabay.kai.ed.jp/>
E - m a i l wakabas@wakabay.kai.ed.jp

②山梨県立甲府支援学校

対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による肢体不自由者
住 所 甲府市下飯田 2-10-3
電 話 055-226-3322
F A X 055-226-3323
U R L <http://www.yogoy.kai.ed.jp/>
E - m a i l yogoy@kai.ed.jp

③山梨県立あけぼの支援学校

対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による肢体不自由者
住 所 韮崎市旭町上條南割 3251-1
電 話 0551-22-6131
F A X 0551-22-6628
U R L <http://www.akebonoy.kai.ed.jp/>
E - m a i l ask@akebonoy.kai.ed.jp
そ の 他 対象者は山梨県立あけぼの医療福祉センターで加療中の者に限り
ます。

④山梨県立富士見支援学校

対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による病弱者
住 所 甲府市富士見 1-1-1
電 話 055-252-3133
F A X 055-252-6167
U R L http://www.fujimiy.kai.ed.jp
E - m a i l fujimiy@kai.ed.jp
そ の 他 対象者は山梨県立中央病院で加療中の者に限ります。

⑤山梨県立富士見支援学校旭分校

対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による病弱者
住 所 韮崎市旭町上條南割 3314-13
電 話 0551-22-7144
F A X 0551-22-7143
U R L <http://www.fujiasay.kai.ed.jp>
E - m a i l fujiasay@kai.ed.jp
そ の 他 対象者は山梨県立北病院で加療中の者に限ります。

⑥山梨県立盲学校

対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による視覚障害者
住 所 甲府市下飯田 2-10-2
電 話 055-226-3361
F A X 055-226-3362
U R L <http://www.ysvi.kai.ed.jp/>
E - m a i l ysvi@kai.ed.jp

⑦山梨県立ろう学校

対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による聴覚障害者
住 所 山梨市大野 1009
電 話 0553-22-1378
F A X 0553-22-6419
U R L <http://www.rogako.kai.ed.jp/>
E - m a i l rogako@kai.ed.jp

※あけぼの支援学校、富士見支援学校、富士見支援学校旭分校への入学・転学につきましては他に条件がありますので、各学校その他の欄を確認してください。



Ⅲ 入級・入学・転学などの手続き方法は？

就学相談及び入級・入学・転学までの流れについて

■ 相談受付（随時）

保護者の方が就学相談の予約申込みの電話をしてください。

- ・ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く月曜日から金曜日）
- ・ 電話番号：学校教育課 教育指導係 055-278-1696
- ・ 相談会場：甲斐市教育委員会学校教育課



■ 相談（面談）（4月～）

担当職員と相談（面談）を行います。

保護者の方のお気持ちやお子さんの状態・状況についてお聞きします（必要に応じ、複数回実施します）。

特に新就学児童で相談（面談）をされるときは、お子さんと一緒にお越しください。

その際、必要に応じて保護者の合意を得て、園への訪問や聞き取りを行います。また、相談（面談）時に「教育相談票」や「サポートノート（※1）」を配布しますので、今後の相談がスムーズに行えるように記入をお願いします。



■ 学校見学・体験（6月～）

希望される種別の学級・学校の見学・体験を行います。

なお、必要に応じて、教育委員会の職員も随行いたします。



■ 山梨県教育委員会とのヒアリング、中巨摩地区教育支援協議会

（中巨摩地区教育支援推進委員会）の意見聴取（11月中旬～1月中旬）（※2）

保護者からの要望を受けて、相談の資料やお子さんの様子から適切と思われる学級・学校について専門的知識を有する各委員から意見を聴取します。



■ 特別支援学級・特別支援学校の入級・入学・転学の決定（1月中旬～3月）

※1 サポートノートとは、子どものよりよい成長を目指し、保護者を含めた関係者同士の共通理解を深めるためのツールとして、山梨県教育委員会が作成しました。保護者が作成し、療育や教育等の関係者へ子どもの基本的な情報を伝える際に活用します。

※2 担当職員による対応になりますので、保護者の参加は必要ありません。

入級・入学・転学に必要な書類について

●特別支援学級

種別 \ 提出書類	療育手帳 ※1	知能検査の結果 ※2	医師の診断書 (意見書)
知的	○	○	
肢体不自由			○
病弱・身体虚弱			○
弱視			○
難聴			○
自閉症・情緒		○	○

※1：療育手帳(等級は関係ありません)を所持している場合は、知能検査の結果提出は不要です。

※2：知能検査については、相談年の1年前までの田中ビネー、WISC-Ⅲ、WISC-Ⅳ、WISC-Ⅴ^{ウィスフ}のいずれかの検査結果のみが有効になります。詳しくはお問い合わせください。

●特別支援学校

種別 \ 提出書類	療育手帳 ※1	「教育相談における所見」 ※2	医師の診断書 (意見書)
山梨県立盲学校			○
山梨県立ろう学校			○
山梨県立甲府支援学校			○
山梨県立あけぼの支援学校			○
山梨県立わかば支援学校	○	○	
山梨県立富士見支援学校			○
山梨県立富士見支援旭分校			○

※1：療育手帳(A-1、A-2a、A-2b、A-3、B-1等級に限る)を所持している場合は、「教育相談における所見」の提出は不要です。

※2：「教育相談における所見」につきましては、総合教育センターで知能検査を受けた後の発行となります。詳しくはお問い合わせください。

※3：あけぼの支援学校、富士見支援学校、富士見支援学校旭分校へ入学、転学を希望される方につきましては、別の条件がございますので特別支援学校の紹介のその他の欄を確認してください。詳しくはお問い合わせください。

IV 通級指導教室（通級による指導）の種類は？

通級指導教室（通級による指導）の種類と設置されている学校

●通級指導教室（通級による指導）とは？

小・中学校の通常の学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じた特別な指導を行う教室です。

対象になる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）で、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。

指導方法は、自校通級、他校通級、巡回による指導になります。

■自校通級・・・通級指導教室が設置してある学校の児童生徒が通級による指導を受ける場合。

■他校通級・・・児童生徒が在籍する学校から通級指導教室が設置してある学校に通級して指導を受ける場合。

■巡回による指導・・・児童生徒が在籍する学校へ通級指導教室の担当教員が出向いて指導を行う場合。

①言語障害通級指導教室（ことばの教室） 指導方法：自校通級・他校通級

正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導等構音の改善に関わる指導、遊びの指導、劇指導、斉読法等による話し言葉の流ちょう性を改善する指導、遊びや日常生活と体験を結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等を行います。

②発達障害・情緒障害通級指導教室（サポートルーム）

指導方法：自校通級・他校通級・巡回による指導

【自閉症の場合】

円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けることを主な指導内容とした個別指導を行います。さらに、個別指導で学んだ知識・技能を音楽や運動、ゲームや創作活動等の実際の、具体的な場面で活用、適用して社会的適用に関することを小集団で行うこともあります。

【情緒障害の場合】

情緒が不安定な状態になった初期段階での指導や、また、その要因等に応じて、カウンセリング等を中心とする指導、緊張を和らげるための指導、学習空白による遅れ等を補い自信を回復する指導など、段階に応じた（心理的な不安定さに応じた指導）指導等を行います。

【学習障害（LD）の場合】

■聞くことの指導

注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導等を行います。

■話すことの指導

あらかじめメモしたものをしながら自信をもって話をさせる指導等を行います。

■読むことの指導

書いてある文字をゆっくり音読する指導や、細かな形の違いを見極めながら読む指導等を行います。

また、読解においては、指示語の理解を図る指導や書かれた事実を正確にとらえさせる指導等を行います。

■書くことの指導

意識しながら正確に書く指導や、メモしたものをしながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く指導等を行います。

■計算することの指導

数概念を形成する指導、計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解く指導等を行います。

■推論することの指導

図形を弁別する指導、空間操作能力を高める指導等を通じて、推論する力を育てる指導を行います。

【注意欠陥多動性障害（ADHD）の場合】

■不注意による間違いを少なくする指導

刺激を調整し、注意力を高める指導、また、情報を確認しながら理解することを通じて、自分の行動を振り返らせる指導等を行います。

■衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、作業に集中して取り組ませるようにする指導や、身近なルールを継続して守らせるようにして自己の感情や欲求をコントロールする指導等を行います。

③言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室(ことばと発達のサポートルーム)
指導方法：自校通級・巡回による指導

言語障害通級指導教室(ことばの教室)と発達障害・情緒障害通級指導教室(サポートルーム)の対象者になります。(10~11ページを確認してください。)

④難聴児への通級による指導(ろう学校における「通級による指導」)
指導方法：巡回による指導

保有する聴力を活用することが優先されます。指導にあたっては、補聴器等を適切に装用する指導、聴覚学習として、態度の育成、聞き取りの訓練、音声の聴取及び弁別の指導等を行います。

言語指導にあたっては、日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導等があります。

●設置されている学校は？

次のとおり設置され、児童生徒が通級による指導を受けています。

種別 学校名	言語障害	発達障害 ・情緒障害	言語障害 ・発達障害 ・情緒障害	難聴
甲斐市立竜王南小学校	○			
甲斐市立竜王小学校		○		
甲斐市立竜王中学校			○	
山梨県立ろう学校				○

【2026年度設置校】

●通級指導教室(通級による指導)を受ける場合は？

通級指導教室(通級による指導)を受ける場合は、設置されている学校へ直接お問い合わせください。

①甲斐市立竜王南小学校

種 別 言語障害通級指導教室(峡中地区ことばの教室)
 住 所 甲斐市篠原 1180
 電 話 055-276-7171
 F A X 055-279-1220

②甲斐市立竜王小学校

種 別 発達障害・情緒障害通級指導教室(小学校サポートルーム)
 住 所 甲斐市篠原 2800
 電 話 055-276-2380
 F A X 055-279-3161

③甲斐市立竜王中学校

種 別 言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室
(中学校ことばと発達のサポートルーム)

住 所 甲斐市篠原 2030

電 話 055-276-2636

F A X 055-260-4547

④山梨県立ろう学校

種 別 難聴児への通級による指導(ろう学校における「通級による指導」)

住 所 山梨市大野 1009

電 話 0553-22-1378

F A X 0553-22-6419

※通級指導教室(通級による指導)を受ける時間は、授業時間とみなされるため、(指導要録上)出席扱いとなります。

V 特別支援教育利用の注意点は？

- ①特別支援学級、特別支援学校への入級・入学・転学につきましては、年度当初からになりますので、年度途中(2学期から利用等)での入級・入学・転学ができません。
入級・入学・転学を希望される場合は、早めのご相談をお願いします(8ページを確認してください)。
- ②通級指導教室(通級による指導)と特別支援学級、特別支援学校は同時に利用できません。
- ③対象となる障害や症状が確認できない場合には、希望をしても特別支援教育を利用することはできません。

その他不明な点がありましたら、お問い合わせください。

【就学相談に関する問い合わせ】

甲斐市教育委員会
学校教育課 教育指導係
電話：055-278-1696